

○資料

定義＜職員のまとまりごと＞

…職種、資格、任用形態等の要素に基づく職員のまとまりであって、当該まとまりに属している職員について、他のまとまりに属している職員とは異なる人事の事務を行うことを予定して設定しているものを言う。…

上記の趣旨を鑑み、佐伯市では＜職員のまとまり＞を以下のとおりとする。

区分
一般事務職
保育士
栄養士
幼稚園教諭
保健師
看護師
消防職
海事職
医療職

1. 女性職員の採用割合、職員の女性割合＜職員のまとまりごと＞

○新規採用職員

○全正規職員

【R8.04.01】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職	16	7	43.8
保育士・幼稚園教諭	0	0	0.0
栄養士	2	2	100.0
幼稚園教諭	0	0	0.0
保健師	2	2	100.0
看護師	0	0	0.0
消防職	6	0	0.0
海事職	0	0	0.0
医療職	0	0	0.0
計	26	11	42.3

【R8.04.01】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職	615	157	25.5
保育士	45	45	100.0
栄養士	4	4	100.0
幼稚園教諭	8	8	100.0
保健師	26	25	96.2
看護師	1	1	100.0
消防職	122	1	0.8
海事職	0	0	0.0
医療職	1	0	0.0
計	822	241	29.3

* 上記総数には市長、副市長、教育長は含まれていません。

○会計年度任用職員(市長部局)

【R8.04.01】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職員	159	105	66.0
医療技術員	1	1	100.0
看護師	7	7	100.0
助産師	1	1	100.0
保健師	2	2	100.0
管理栄養士	4	4	100.0
技能労務職	0	0	0.0
保育士	42	42	100.0
調理員	21	21	100.0
その他	83	29	34.9
計	320	212	66.3

○会計年度任用職員(教育委員会部局)

【R8.04.01】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職員	29	26	89.7
栄養士	1	1	100.0
調理員	0	0	0.0
教員・講師	61	49	80.3
図書館職員	8	8	100.0
その他	48	18	37.5
計	147	102	69.4

1-2. 採用試験の受験者の女性割合

○新規採用職員

【R7年度に実施した採用試験】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職	114	36	31.6
保育士・幼稚園教諭	0	0	0.0
栄養士	3	3	100.0
幼稚園教諭	0	0	0.0
保健師	2	2	100.0
看護師	0	0	0.0
臨床心理士	0	0	0.0
社会福祉士	3	1	33.3
消防職	28	2	7.1
海事職	0	0	0.0
医療職	0	0	0.0
土木技術職	3	1	33.3
建築技術職	0	0	0.0
電気技術職	0	0	0.0
計	153	45	29.4

2. 継続勤務年数の割合＜職員のみとありごと＞

【R8.04.01】 (単位: 上段は人、下段は%)

区 分		5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満	30～35年未満	35～40年未満	40～45年未満	計
一般事務職	職員数	85	94	49	23	76	119	92	67	10	615
	割合	13.8	15.3	8.0	3.7	12.4	19.3	15.0	10.9	1.6	100.0
保育士	職員数	0	15	10	7	7	4	2	0	0	45
	割合	0.0	33.3	22.2	15.6	15.6	8.9	4.4	0.0	0.0	100.0
栄養士	職員数	3	0	0	0	0	1	0	0	0	4
	割合	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
幼稚園教諭	職員数	0	0	0	2	1	1	3	0	1	8
	割合	0.0	0.0	0.0	25.0	12.5	12.5	37.5	0.0	12.5	100.0
保健師	職員数	4	4	1	2	6	7	1	1	0	26
	割合	15.4	15.4	3.8	7.7	23.1	26.9	3.8	3.8	0.0	100.0
看護師	職員数	0	0.0	0	0	0	0	0	1	0	1
	割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
消防職	職員数	15	11	30	23	4	5	22	7	5	122
	割合	12.3	9.0	24.6	18.9	3.3	4.1	18.0	5.7	4.1	100.0
海事職	職員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療職	職員数	0	0	1	0	0	0	0	0.0	0.0	1
	割合	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
計	職員数	107	124	91	57	94	137	120	76	16	822
	割合	13.0	15.1	11.1	6.9	11.4	16.7	14.6	9.2	1.9	100.0

○平均した継続勤務年数の男女差＜職員のみとありごと＞

【R8.04.01】 (単位: 人、年)

区 分	職員数	平均継続勤務年数
一般事務職	458	21.6
	157	16.4
保育士	0	0.0
	45	14.8
栄養士	0	0.0
	4	7.5
幼稚園教諭	0	0.0
	8	28.3
保健師	1	2.0
	25	19.1
看護師	0	0.0
	1	36.0
消防職	121	18.6
	1	13.0
海事職	0	0.0
	0	0.0
医療職 (県からの派遣医師)	1	14.0
	0	0.0
合 計	581	20.9
	241	16.7
	822	19.7

3. 超過勤務の状況（月平均時間）

【令和7年度】 ※消防署除く

（単位：時間）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総超過勤務時間	5,588	4,685	4,568	4,669	3,726	5,288	5,158	6,007	3,644	4,122	4,678	6,995	59,128
超過勤務職員数	430	404	385	389	375	428	392	434	336	379	392	484	4,828
一人あたり	13.0	11.6	11.9	12.0	9.9	12.4	13.2	13.8	10.8	10.9	11.9	14.5	12.2

※45時間超過

【令和7年度】 ※消防署除く

（単位：人）

1ヶ月の残業時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
45～49時間	2	0	5	4	1	2	6	5	3	1	2	2	33
50～80時間	18	9	14	8	4	10	9	10	9	2	9	22	124
81～100時間	2	0	0	3	0	0	1	1	0	2	0	0	9
101～130時間	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	7
131時間～	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
合計	22	9	19	15	5	15	19	19	12	5	11	25	176

4. 管理職・監督職の女性割合

【R8.04.01】

総括主幹以上

(単位:人、%)

	補 職 名	総数	うち女性	女性割合
管理職	部 長	13	0	0.0
	次 長	0	0	0.0
	課 長	53	5	9.4
	参 事	2	1	50.0
監督職	課長補佐	39	7	17.9
	総括主幹	116	32	27.6
計		223	45	20.2

※佐伯市事業主行動計画に基づき、消防職を除く職員の割合

5. 各役職段階の職員の女性割合

【R8.04.01】

(単位: 人、%)

補 職 名	総数	うち女性	女性割合
部 長	13	0	0.0
次 長	0	0	0.0
課 長	60	5	8.3
参 事	2	1	50.0
課長補佐	39	7	17.9
総括主幹	144	32	22.2
主 幹	33	16	48.5
副主幹	238	73	30.7
主 査	26	5	19.2
主 任	129	49	38.0
主事他	138	53	38.4
計	822	241	29.3

6 育児休業取得率・平均取得期間

性別	対象人数(人)	取得人数(人)	取得率(%)	合計取得期間(日)	平均取得期間(日)
女	8	8	100.0%	5,561	695.1
男	19	5	26.3%	604	120.8

※令和7年度に新たに育児休業を取得した者について調査
男性については令和6年度に出生した子を扶養した職員について調査

7 男性の配偶者出産休暇の取得率・平均取得日数

性別	対象人数(人)	取得人数(人)	取得率(%)	合計取得期間(日)	平均取得期間(日)
男	19	12	63.2%	41	3.4

※令和7年度に出生した子を扶養した男性職員について調査

8. 職員の給与の男女の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.9%
全職員	65.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.8%
31～35年	94.7%
26～30年	94.3%
21～25年	96.1%
16～20年	92.4%
11～15年	79.6%
6～10年	78.5%
1～5年	96.7%

【説明欄】

世帯主や住居の契約者となっている男性に手当を支給している場合が多い。

○扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は87.3%

○住居手当の受給者に占める男性職員の割合は76.5%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。